

平成26年8月4日（月）議事資料

第5回 小野市子ども・子育て会議

小野市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

（未定稿）

平成26年8月

小野市

目次

第1章 計画策定の概要

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章 計画の基本理念

第4章 計画の内容

第5章 計画の事業計画

第6章 計画の推進

資料編

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、本市の未来を創る貴重な存在です。地域社会の希望を託す子どもたちが健やかに成長でき、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは、地域社会の再重要課題となっています。

国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成に向けた取り組みが進められてきました。本市においても平成12年3月策定の「子育て支援ひまわりプラン(小野市児童育成計画)」から、平成17年3月に「小野市次世代育成支援対策行動計画 ひまわりプランⅠ」を策定し、平成22年3月には「同計画 ひまわりプランⅡ」により、子どもの視点、親の視点、地域の視点を踏まえた子どもたちの健やかな成長、すべての子育て家庭を地域全体で支えるまちづくりをめざして取り組んできました。

しかしながら、少子化や核家族化は依然として進行しており、さらには地域社会の活力の低下、市街地への集住と地域とのつながりの希薄化、晩婚化と出産の高年齢化、就労環境の厳しさや多様化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」ではありますが、ひとり親家庭や経済的問題を抱える家庭をはじめ、子育ての不安感や孤立感を抱いている現状があるなか、子育てを地域社会全体で支えていくことがますます必要となっています。

そこで国では、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年8月には「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、平成27年度から、新たな子育ての仕組みとなる「子ども・子育て支援新制度」として進めていくことになりました。

本市においても、すべての子どもが心豊かに成長するために、身近な地域において適切な子育て環境が等しく保障されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、「小野市次世代育成支援対策行動計画 ひまわりプランⅡ」の取り組みから引き継いで、「小野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、国の基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画として定めるものです。

本計画の策定にあたっては、「夢プラン2020おの総合計画」が掲げる理念や将来像をもとに、「小野市地域福祉計画」「小野市夢と希望の教育振興計画」「第2次小野市障がい者計画・第3期小野市障がい福祉計画」「小野市はーと・シッププラン（男女共同参画計画）」などの各種計画と整合性を保ったものとし、特に本計画の事業計画施策体系に関連性が顕著な「すこやか親子おの21・Ⅱ計画」については、本計画書中に再掲して連携を図ります。

なお、本計画の策定に先立ち、就学前児童・小学生児童の保護者を対象として、子ども・子育てに関する支援制度の利用状況や利用希望（ニーズ）、日常の子育ての実態や本市の子育て環境に対するご意見等について、平成25年12月に「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

3. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画の期間とします。

ただし、子ども・子育て支援法第19条第1項の規定による認定の状況を踏まえ（同規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合）、計画期間の中間年（平成29年度）を目安として、必要な見直しを行うことがあるものとします。

4. 計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

…実施方法や内容、回収結果等についてここで記載します…

（2）小野市子ども・子育て会議における審議

…本会議における審議の経過等についてここで記載します…

（3）事業計画書（案）に係るパブリックコメントの実施

…実施方法や内容、回収結果等についてここで記載します…

5 子ども・子育て支援新制度のポイント

(1) 幼児期の新たな「教育・保育」の給付制度の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」と、家庭的保育事業等の「地域型保育給付」が創設されます。

(私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うため、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行います。)

新制度における「教育・保育」を受ける際は、保護者が申請を行い、子どもの保育の必要性や必要量について、市町村の認定を受けることになります。

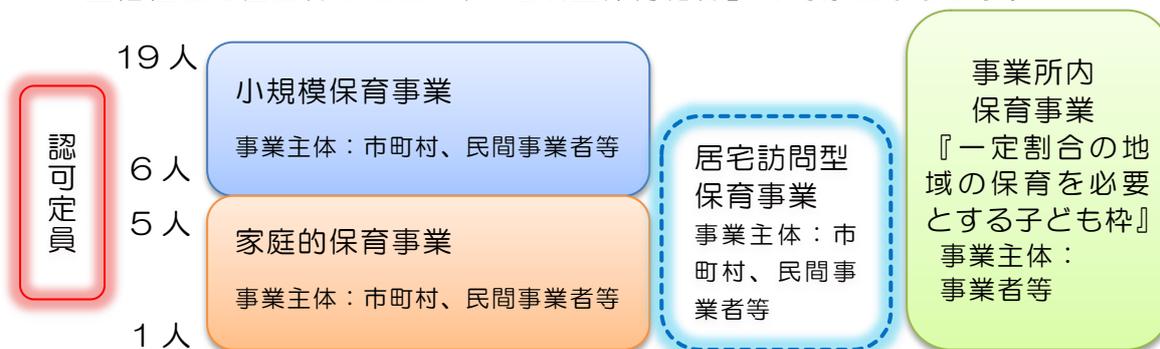
対象施設・事業等による区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる 子ども	年齢	満3歳以上		満3歳未満
	保育の必要性	不要	必要	
保育の必要量		—	保育標準時間／保育短時間	
利用できる 教育・保育 施設又は事 業（原則）	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育事業			○

(注)「保育の必要性」は、保護者が就労等のため、子どもを家庭で保育することが困難な事由がある場合に認定します。

(注)「保育の必要量」は、保護者の就労状況等に応じて、「保育標準時間（11時間）」又は「保育短時間（8時間）」の認定を行います。

(注)「幼保連携型認定こども園」とは、学校教育法に基づく幼稚園認可と、児童福祉法に基づく保育所認可の双方を兼ね備えた、改正認定こども園法に基づく単一の施設（学校及び児童福祉施設）をいい、一方の認可基準を満たさない等の施設は、「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」等といいます。（財源措置は「施設型給付」で一本化されます。）

(注)「地域型保育事業」は下記4類型で、市町村の認可を受けることにより、児童福祉法に位置付けた上で、「地域型保育給付」の対象となります。



(実施場所等) 施設、保護者の居宅等 保育を必要とする子どもの居宅 事業所内

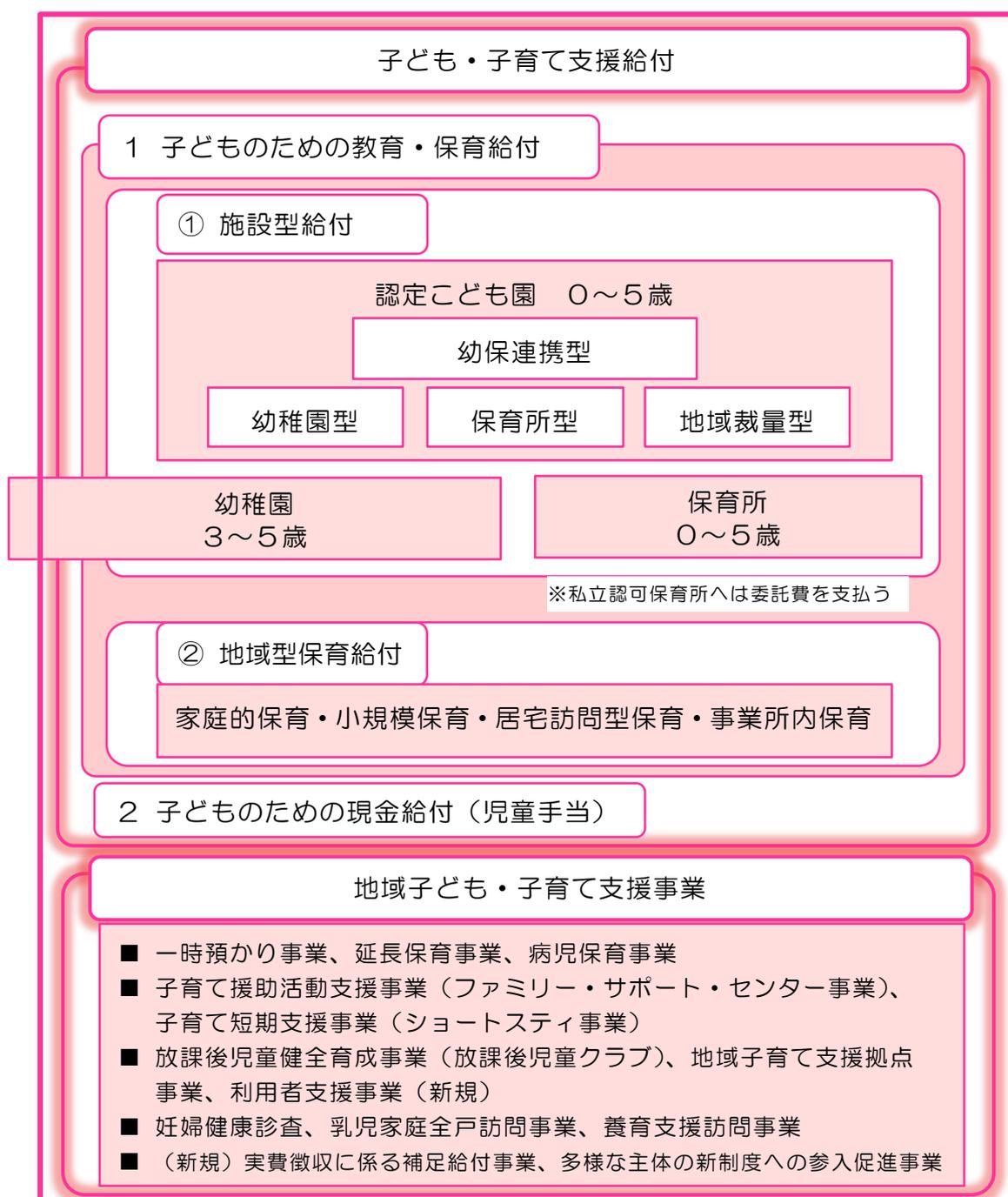
(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じて、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ(アフタースクール)などの子育て支援を充実させます。

(3) 市町村が制度の実施主体

新制度の実施主体は、市町村となります。新制度の実施にあたり、本計画＝「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業を実施します。

6 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 小野市の地勢等の概要

小野市は、昭和29年(1954年)12月1日に旧の小野町、河合村、来住村、市場村、大部村、下東条村の6ヶ町村が合併して市制施行し、昭和31年(1956年)4月1日に旧の加東郡社町の久保木、古川を編入し、面積は93.84平方キロメートル、人口3万6621人で誕生しました。

地勢は、兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、東は三木市と加東市、西は加西市、南は三木市、北は加東市に接しており、ニワトリの形状をしています。南流している1級河川「加古川」と国道「175号」が南北方向に縦断し、平野部と台地又はなだらかな山間部地勢で、古くから「そろばん」と「家庭用刃物」の生産地として発展してきた「川と緑の美しい自然と伝統ある文化のまち」です。

昭和54年(1989年)には、主要幹線道路「国道175号バイパス」の部分完成と新都市建設「小野工業団地」の完成、また、平成9年(1997年)には山陽自動車道の全線開通により、東播磨の中心都市として順調に飛躍してきています。

平成14年(2002年)には「ひまわりの丘公園」が、平成16年(2004年)には「白雲谷温泉ゆぴか」が、平成17年(2005年)には「うるおい交流館エクラ」がオープンし、にぎわいのあるまちとして発展を遂げ、全国に先駆けて制度を拡充してきた「子どもの医療費助成」は、平成21年(2009年)に中学校3年生まで完全無料化とし、平成25年(2013年)には旧の小野市民病院と三木市民病院とが統合された「北播磨総合医療センター」が開院したことにより、地域医療体制が整いました。

公共交通は、「粟生駅」を結節点駅として、神戸電鉄粟生線により神戸新開地駅まで約60分で至り、JR加古川線は平成16年(2004年)に電化されてJR加古川駅まで約20分で至り、北条鉄道で加西市域に接続しています。バス路線では、神姫バスの定期路線があり、コミュニティバス「らん♡らんバス」が平成19年(2007年)から運行が始まり、現在では市域10路線となっています。

文化財は、国宝「浄土寺」で奈良「東大寺」と由緒が深く、史跡も「広渡廃寺跡」「王塚古墳」「かなつるべ城遺跡」などがあります。

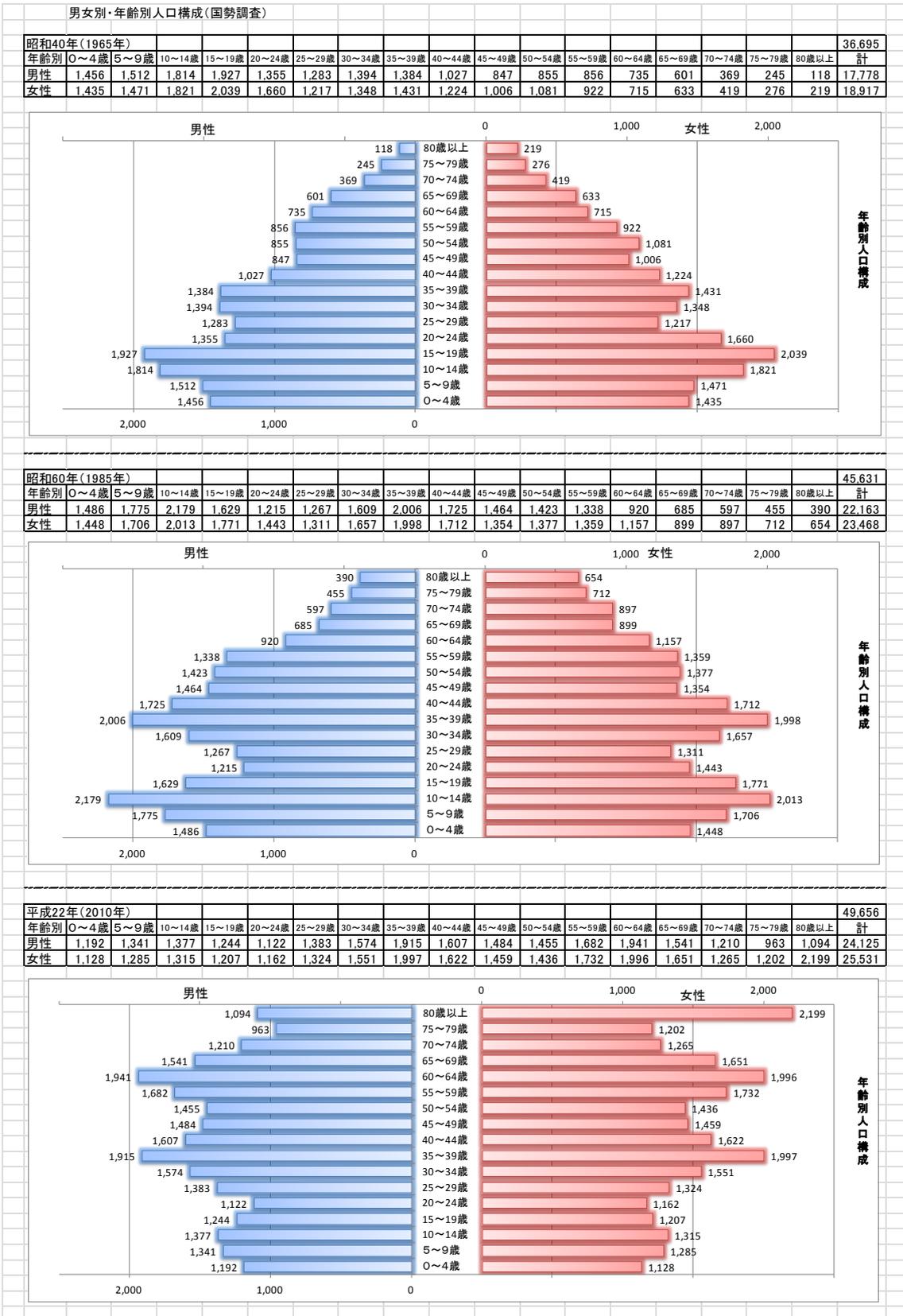
市花「ひまわり」は、明るく健康的で雄大かつ謙譲の美徳を兼ね備えていることから昭和41年(1966年)に公募制定され、市木「やなぎ」は、一柳藩の

陣屋町で栄えたことから「柳」の文字に親しみがあり、「柳に雪折れなし」と嵐にも耐えてすくすくと育ち強い根を張ることから昭和48年(1973年)に公募制定されています。

姉妹都市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の「リンゼイ市」で、小野市木「やなぎ」の制定と同年の昭和48年(1973年)に締結し、オリーブやオレンジなどの柑橘類の栽培がたいへん盛んな人口1万人のまちです。姉妹都市提携の締結以降、小野市花「ひまわり」の太陽の色に囲まれて、同じ色を愛する人々の交流が、親善訪問使節団や交換教師の派遣受け入れをはじめ両市の友好は深く、幅広い親交活動が続いています。

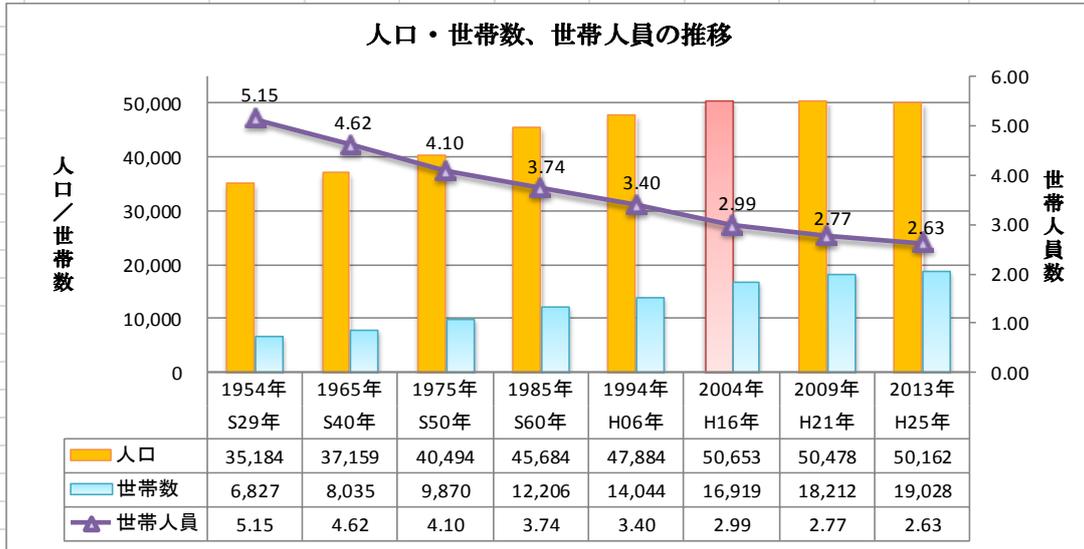
2. 統計からみる現状

(1) 小野市の人口動態

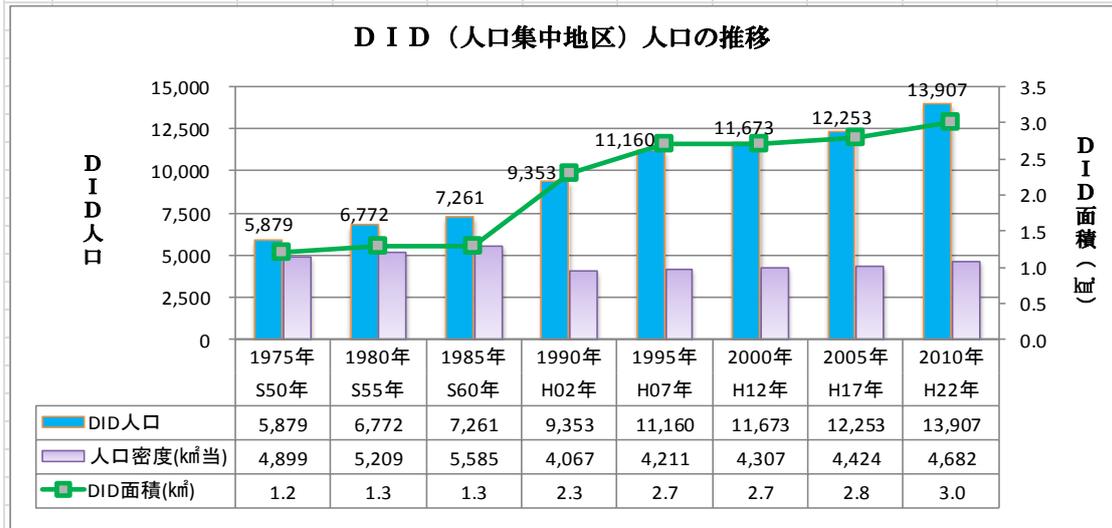


H26.8.4 議事資料①「小野市子ども・子育て支援事業計画」(骨子案) たたき台

小野市の人口・世帯数、世帯人員の推移								
(各年次3月31日現在数/市民課)								
年次	S29年	S40年	S50年	S60年	H06年	H16年	H21年	H25年
西暦	1954年	1965年	1975年	1985年	1994年	2004年	2009年	2013年
人口	35,184	37,159	40,494	45,684	47,884	50,653	50,478	50,162
世帯数	6,827	8,035	9,870	12,206	14,044	16,919	18,212	19,028
世帯人員	5.15	4.62	4.10	3.74	3.40	2.99	2.77	2.63



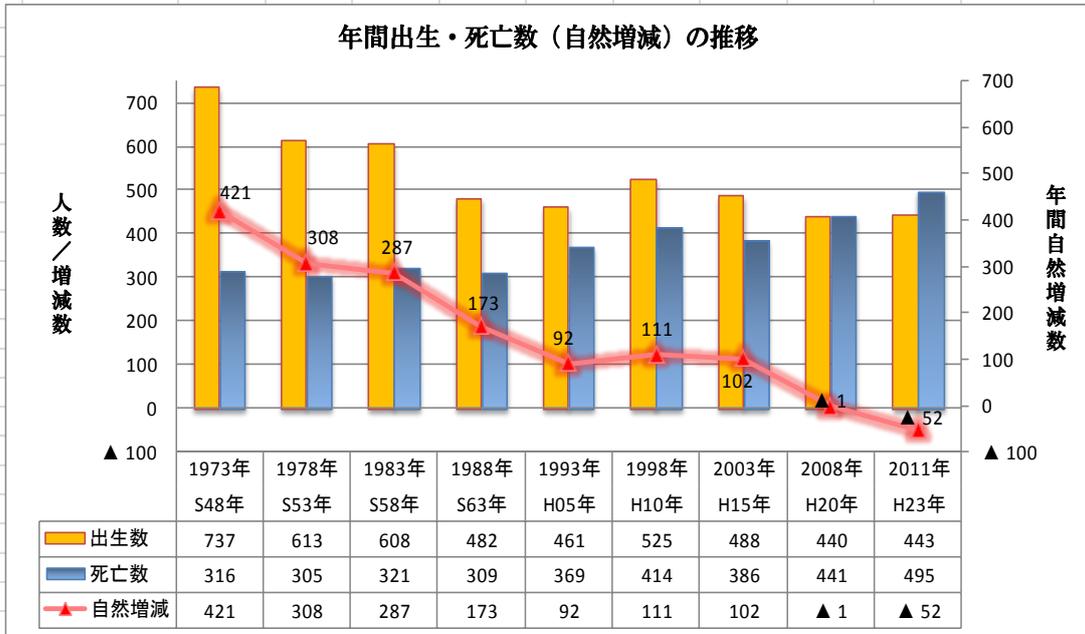
小野市DID(人口集中地区)人口の推移								
(各年10月1日現在数/国勢調査)								
年次	S50年	S55年	S60年	H02年	H07年	H12年	H17年	H22年
西暦	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
DID人口	5,879	6,772	7,261	9,353	11,160	11,673	12,253	13,907
DID面積(km ²)	1.2	1.3	1.3	2.3	2.7	2.7	2.8	3.0
人口密度(km ² 当)	4,899	5,209	5,585	4,067	4,211	4,307	4,424	4,682



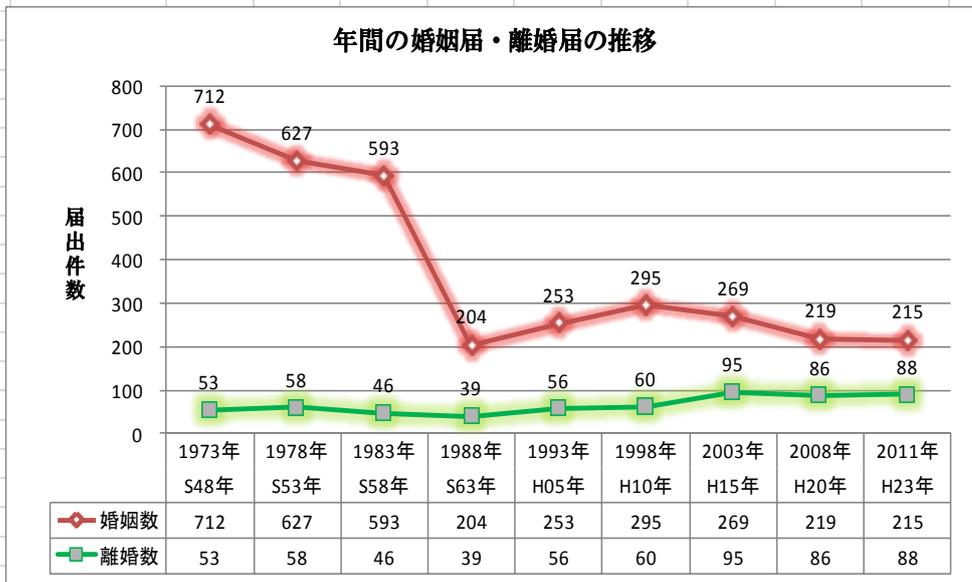
DID(人口集中地区/Densely Inhabited District)とは、昭和35年の国勢調査以来設定している統計上の地区で、人口密度が1平方キロ(100ヘクタール)当たり4,000人以上の基本単位区が、隣接する基本単位区との合計で、5,000人以上となる連なった人口密集区域をいう。

H26.8.4 議事資料①「小野市子ども・子育て支援事業計画」（骨子案）たたき台

年間出生・死亡数(自然増減)の推移									
(年度集計4月1日～翌年3月31日/市民課)									
年次	S48年	S53年	S58年	S63年	H05年	H10年	H15年	H20年	H23年
西暦	1973年	1978年	1983年	1988年	1993年	1998年	2003年	2008年	2011年
出生数	737	613	608	482	461	525	488	440	443
死亡数	316	305	321	309	369	414	386	441	495
自然増減	421	308	287	173	92	111	102	▲1	▲52

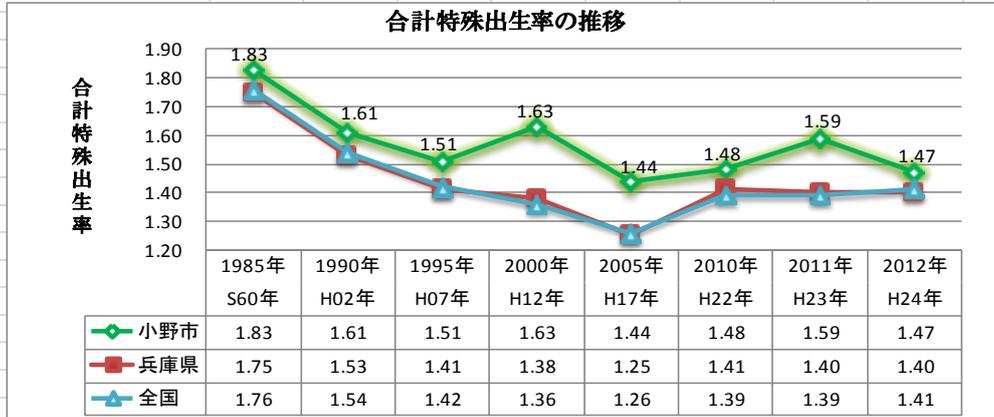


年間の婚姻届・離婚届の推移									
(年度集計4月1日～翌年3月31日/市民課)									
年次	S48年	S53年	S58年	S63年	H05年	H10年	H15年	H20年	H23年
西暦	1973年	1978年	1983年	1988年	1993年	1998年	2003年	2008年	2011年
婚姻数	712	627	593	204	253	295	269	219	215
離婚数	53	58	46	39	56	60	95	86	88

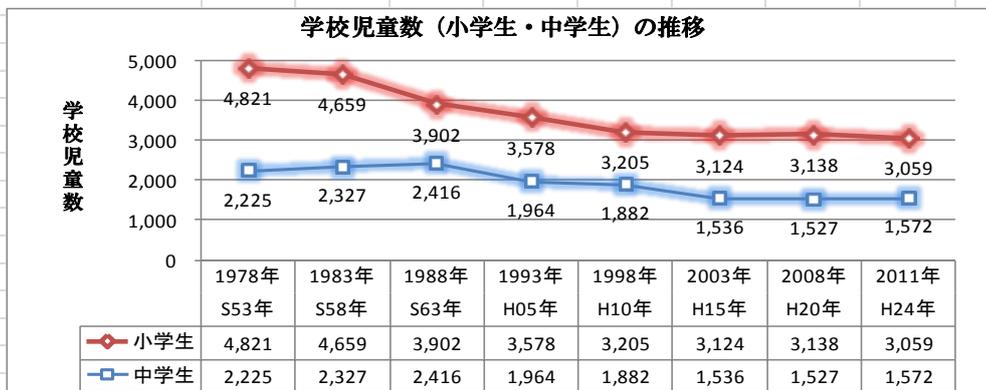


H26.8.4 議事資料①「小野市子ども・子育て支援事業計画」(骨子案) たたき台

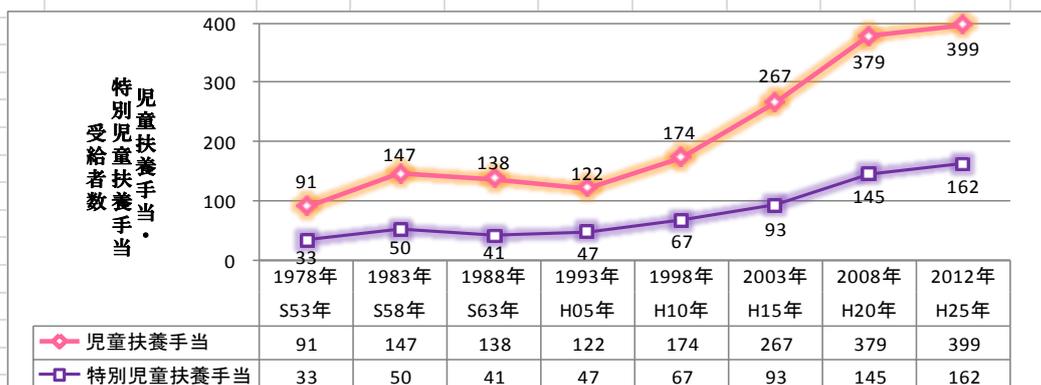
合計特殊出生率の推移		(年度集計4月1日～翌年3月31日/市民課)						
年次	S60年	H02年	H07年	H12年	H17年	H22年	H23年	H24年
西暦	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年
小野市	1.83	1.61	1.51	1.63	1.44	1.48	1.59	1.47
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.40	1.40
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.39	1.41



学校児童数(小学生・中学生)の推移		(各年5月1日現在数/国勢調査)						
年次	S53年	S58年	S63年	H05年	H10年	H15年	H20年	H24年
西暦	1978年	1983年	1988年	1993年	1998年	2003年	2008年	2011年
小学生	4,821	4,659	3,902	3,578	3,205	3,124	3,138	3,059
中学生	2,225	2,327	2,416	1,964	1,882	1,536	1,527	1,572



児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者数の推移		(各年3月末現在数/保健と福祉)						
年次	S53年	S58年	S63年	H05年	H10年	H15年	H20年	H25年
西暦	1978年	1983年	1988年	1993年	1998年	2003年	2008年	2012年
児童扶養手当	91	147	138	122	174	267	379	399
特別児童扶養手当	33	50	41	47	67	93	145	162



このほか、未婚率の推移、就労状況の推移などの統計関連資料の挿入を予定しています。

(現計画書のP 4～9の箇所相当の部分です)

3. 教育・保育、地域子育て支援事業の現状

- (1) 保育所の状況
- (2) 幼稚園の状況
- (3) アフタースクールの状況
- (4) ファミリ・サポート・センターの状況
- (5) 乳幼児健康診査の受診の状況
- (6) 母子健康手帳の交付の状況
- (7) 保健・健康教育の実施状況
- (8) 相談事業の状況

(現計画書のP 10～15の箇所相当部分を挿入作成する予定です)

4. アンケート調査結果からみる現状

- (1) 子育ての不安や負担感について
- (2) 幼児教育・保育サービスについて
- (3) 地域子ども・子育て支援事業について
- (4) 就労について
- (5) 子育て施策全般について

(現計画書のP 16～29の箇所相当部分を挿入作成する予定です)

5. 次世代育成支援対策後期行動計画の評価と課題

…ここでは、総括的な次世代計画の事業評価と課題を記載する予定です…

…なお、子どもの年齢(時間)軸、

また、子ども自身・保護者・祖父母等・地域住民の関わりなどの視点で、

ワークシートによる分析評価方法について検討を進めています。

(次回、9月下旬期の会議での議事提案を予定しています。)

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

だれもが安心して子どもを産み育てることができ、
すべての子どもが心豊かに成長できるまち

第4章 計画の内容 【計画の体系】

1. 人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり ～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～

(1) 脳科学理論 に基づく 16 か年教育の推 進

- ①脳科学の知見を生かす就学前教育
- ②確かな学力の向上『おの検定』(脳科学と学力)
- ③豊かな心の育成(脳科学と心)
- ④健やかな体の育成(脳科学と体)
- ⑤小中連携教育の推進
- ⑥理数教育・外国語活動の推進

(2) 幼児教育・ 保育、地域型保 育事業の推進

- ①乳幼児期の教育・保育の一体的提供、推進体制の確保
- ②各年度における量の見込みの確保方策
- ③質の高い幼児期の学校教育・保育、適切な運営の確保
- ④保護者の就労、養育支援が必要な子ども等、多様な保育ニーズに即した地域型保育事業の確保
- ⑤就学前児童(5歳児)の小学校へのなめらかな接続

(3) 地域子ど も・子育て支援 事業の推進

- ①子どもの身近な地域における教育・保育の確保
- ②各年度における量の見込みの確保方策
- ③子どもの人権を守る、個性を生かす教育の推進・啓発
- ④多様な主体による地域子ども・子育て支援事業の確保
- ⑤切れ目のない地域子ども・子育て支援事業の展開
- ⑥新たな利用者支援事業への取り組み

2. 保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

(1) 子どもの居場所の充実

- ①安心して利用できる幼児期の居場所の充実
- ②放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくり
- ③事故や犯罪から子どもを守る地域見守り体制の確立
- ④安全安心パトロール事業、安全安心メールの活用

(2) 地域の子育て力向上のための支援の充実

- ①PTA、子ども会、青少年育成運動推進委員会の活動の推進
- ②民生・児童委員、主任児童委員活動による子育て支援の推進
- ③ファミリー・サポート・センター等地域相互援助活動の推進
- ④各地区地域づくり協議会の活動(世代間交流)の推進
- ⑤地域子育て支援類似事業と連携した取り組み

(3) 次代の親の育成啓発、思春期相談の推進

- ①次代の親の育成・啓発
- ②思春期相談事業の推進
- ③子どもの人権を守る、個性を生かす教育の推進・啓発(再掲)

3. 健やかに子どもを生み育てる環境づくり

(1) 子どもと母親(父親)の健康づくりへの切れ目のない支援

- ①妊娠期の相談・健康支援
- ②乳幼児期の相談・健康支援
- ③小児医療の充実
- ④不妊治療等への支援
- ⑤心のケアへの取り組み
- ⑥健全な食生活(食育)の啓発、地産地消への取り組み

(2) 子育て相談、情報提供の推進

- ①子育て相談事業の啓発と利用の促進
- ②子育てハンドブック等による情報提供
- ③子どもの病気や事故の予防
- ④家庭児童相談室等、多様な各種相談機関窓口における相談事業の展開

(3) 小児医療体制の充実

- ①夜間・休日における緊急医療体制の取り組み
- ②病児・病後児保育事業
- ③子ども医療助成制度

4. すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

(1) 子育て家庭への経済的支援

- ①子どものための現金給付(児童手当)
- ②多子世帯家庭への経済的支援
- ③ひとり親家庭への経済的支援
- ④経済的困窮状態にある家庭への経済的支援

(2) 養育支援を必要とする家庭への支援

- ①障がい児・発達障害の子どもがいる家庭への支援
- ②心身に特性がある子どものいる家庭への支援
- ③多様な家族形態(多子世帯・再婚同棲世帯)家庭への支援
- ④経済的困窮状態にある家庭児童への養育支援
- ⑤児童虐待防止への取り組み

(3) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

5. 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

- (1) 男女共同参画社会の推進
- (2) 子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進
- (3) 父親の育児力向上への取り組み
- (4) 安心して子どもを預けられる場の提供(再掲)

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域「教育・保育提供区域」について、本市は、市域全体を1区域と設定します。

なお、放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）についてのみ、現在の利用状況及び提供施設の整備の状況、子どもが放課後に容易に利用できる等に鑑み、5区域（まちなか4校区域、河合区域、来住区域、中番区域、下東条区域）と設定します。

2. 幼児教育・保育の提供

本市の幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）並びに提供体制の確保の内容及び実施時期について、下表のとおり設定します。

よって本市は、漸減すると推計した児童数推移や当該推計値に基づく最終年度（平成31年度）の量の見込み等を踏まえ、計画期間中において、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業の整備を推進していきます。

なお、3号認定（0～3歳の保育利用）の量の見込みについては、第4回会議（前回6/14）において「子ども・子育てアンケート調査回答結果に基づく利用希望が、現実の労働市場ですぐに叶うかどうか（働き場所の整備を伴っての実現可能性）の斟酌調整が必要」との議論を踏まえ、70%に圧縮設定し提案とします。

▼別紙「量の見込み」一覧（暫定：就労下限48時間）にて設定。

現行「保育に欠けると認められる就労等の時間：月64時間」から新制度「保育を必要とする就労等保育短時間認定の下限時間：月48時間」とすることで変動する2号・3号認定増加率は約5%（就学前問12(1)－1等による推計）…。

（注1）本表は、小野市内の子どもが近隣他市町の幼稚園・認定こども園・保育所及び認可外保育施設を利用すると見込んだ数値（概数計83人：幼稚園22人、認定こども園7人、保育所2号認定26人・3号認定16人、認可外保育施設2号認定5人・3号認定7人）としており、逆に、近隣他市町の子どもが小野市内の保育所等を利用すると見込んだ数値（概数計70人：保育所等2号認定40人・3号認定30人）も暫定的に含めて算出しています。【広域調整未協議】

（注2）表中、1号認定（0～3歳の幼児教育）の欄には、2号保育認定（0～3歳の保育利用）を受けているもののうち、「学校（幼児）教育の利用希望が強い者」を含めて作表しています。

（注2）表中、「2園」とは「市立わか松幼稚園・小野東幼稚園」の合計を、「兵教」とは「兵庫教育大学付属幼稚園」を、「認定」及び「認子」とは「認定こども園」を、「保育」とは「私立保育所14園（平成28年度以降は13園）」の合計を、「認外」は「認定外保育施設」を示しています。

H26.8.4 議事資料①「小野市子ども・子育て支援事業計画」(骨子案) たたき台

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)			平成 27 年度			平成 28 年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み (必要利用定員総 数)	188	1,055	464	263	1,090	777 550	261	1,082	755 540	
②確保の 内容	認定こども 園、幼稚園、 保育所 (教育・保育施 設)	232 2園210 認定0 兵教22	1,066 481	232 2園210 認定0 兵教22	1,070 保育108 認子7 認外17	517 保育496 認子0 認外21	252 2園210 認定20 兵教22	1,085 保育102 認子47 認外12	510 保育486 認子10 認外14	
	地域型保育事 業		0			0			0	
差(②-①)	44	11	17	▲31	▲20	▲33	▲9	3	▲30	
(単位：人)	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし	
①量の見込み (必要利用定員総 数)	252	1,053	729 530	248	1,023	708 520	239	994	688 510	
②確保の 内容	認定こども 園、幼稚園、 保育所 (教育・保育施 設)	252 2園210 認定20 兵教22	1,085 保育102 認子47 認外12	510 保育486 認子10 認外14	251 2園210 認定20 兵教21	1,085 保育102 認子47 認外12	510 保育486 認子10 認外14	251 2園210 認定20 兵教21	1,085 保育102 認子47 認外12	510 保育486 認子10 認外14
	地域型保育事 業		0			0			0	
差(②-①)	0	32	▲20	3	62	▲10	12	91	0	

3. 地域子ども・子育て支援事業の提供

- ・利用者支援事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・病児保育事業
- ・妊婦健診
- ・多様な主体の参入促進事業
- ・時間外保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・養育支援訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・子育て援助活動支援事業
- ・実費徴収にかかる補足給付を行う事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと内容・実施時期

・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

- ・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(ア) 時間外保育事業

1 1 時間の開所時間（保育標準時間）を越えて保育を行う事業で、本市ではすべての保育所（14園）で実施しており、標準18時を越えて13園が19時まで、1園は20時までの延長保育を行っています。

（単位：人）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	94	314 150	309 150	300 150	290 150	283 150
②確保の内容	—	150	150	150	150	150
差（②－①）	—	0	0	0	0	0

(イ) 放課後児童健全育成事業 (アフタースクール事業)

- ①市内中心部4校区と神戸電鉄おのっこクラブとを「単一の区域」として設定。
- ②国追加通知により小学生児童用調査による利用意向率に改め見込量算定し直し。
- ③アンケート調査での地域区分回答からクロス追加集計し校區別見込量を算出中。
- ④寺子屋事業(放課後子ども教室)利用実績動向についても斟酌検討を加えます。
- ⑤保護者視点だけではなく子ども自身の意見や育ちを支える居場所環境のあり方。

A) 小学校低学年(1~3年生)

(単位:人)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		835	817	800	786	777
上段小学1~3年	321	574	560	549	536	533
下段小学4~6年	-	261	257	251	250	244
小学生用置換え (定員 418)		416	405	396	389	387
上段小学1~3年		363	354	346	339	338
下段小学4~6年		53	51	50	50	49
まちなか4校区 (定員小計) (定員 256)	221					
のびのびクラブ (小野小校区) (定員 70)	55					
すくすくクラブ (小野東小校区) (定員 50)	50					
にこにこクラブ (市場小校区) (定員 50)	50					
きらきらクラブ (大部小校区) (定員 50)	43					
おのっこクラブ (神戸電鉄株) (定員 36)	23					
校區別の4校 (定員小計) (定員 162)	100					
わくわくクラブ (河合小校区) (定員 50)	23					
ほのぼのクラブ (来住小校区) (定員 37)	25					
すきっぷクラブ (中番小校区) (定員 25)	12					
なかよしクラブ (下東条小校区) (定員 50)	40					
②確保の内容 (定員 418)	321	定員 418	定員 418	定員 418	定員 418	定員 418
差(②-①)	-					

* 提供5区域別に確保計画数を算出中 *

(ウ) 子育て短期支援事業(子育てショートステイ事業)

保護者が、疾病その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業で、近隣市にある児童養護施設3箇所と乳児院2箇所を指定して実施しています。

(単位：人泊)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	平均10人日	年間10人日	10	10	10	9
②確保の内容	—	10	10	10	10	9
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

(エ) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者に対し、子育ての相談や情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、保護者同士が気軽に相互交流する場を開設している事業で、本市では2箇所(来住保育所での子育て支援センター、児童館“チャイコム”でのつどいの広場)で実施しています。

(単位：人回)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	週6日*03組 週3日*18組	月3,060人回 月300人回	2,967 300	2,870 300	2,787 300	2,711 300
②確保の内容	—	300	300	300	300	300
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

(オ) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、保育所その他の場所において、一時的に子どもを預かる事業で、市内すべての認可保育所(14園)で実施しています。

■ 幼稚園の預かり保育 (市立2幼稚園とも未実施のため、認可保育所の一時預かりで対処)

(単位：人日)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0(未実施)	年間30人日	30	29 30	28 30	27 30
②確保の内容	—	30	30	30	30	30
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

■ 2号認定による定期的利用（認可保育所の一時預かりで対処）

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用児童数 年間 1,862 人 開所 276 日間	年間 9,964 人日	9,964	9,479	9,479	8,839
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

■ その他（認可保育所の一時預かりで対処）

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	（上表に含）	年間 10,860 人日	10,664	10,330	10,030	9,744
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

（カ）病児・病後児保育事業

病児（病氣中又は病氣の回復期）について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児を預かる事業で、本市では民間事業者により、平成 26 年 5 月から病院併設型で事業開始されました。

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	H25 年 5 月期 (初月)13 人日	月 3,408 人日 月 30 人日	3,347 30	3,245 30	3,153 30	3,064 30
②確保の内容	—	30	30	30	30	30
差（②－①）	—	0	0	0	0	0

（キ）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

病児（病氣中又は病氣の回復期）について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児を預かる事業で、本市では民間事業者により、平成 26 年 5 月から病院併設型で事業開始されました。

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	年 1,083 人日 週 約 20 人日	週 14 人日 20	13 20	13 20	13 20	13 20
②確保の内容	—	20	20	20	20	20
差（②－①）	—	0	0	0	0	0

(ク) 利用者支援事業

子育て中の保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要な相談・助言を行う事業として、新規に事業位置付けされた（子ども・子育て支援法第59条第1号）事業です。

(単位：人日)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		* 児童館で計画期間中に事業開始検討 *				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

(ケ) 妊婦健診 (アンケート調査結果によらずに推計し、確保の計画を定める。)

母子保健法(第13条第1項)に規定されている、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

(単位：人日)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	656人 延約5,500回	640人 延約5,400回	630人 延約5,300回	620人 延約5,200回	610人 延約5,100回	600人 延約5,000回
②確保の内容	-	640	630	620	610	600
差(②-①)	-	0	0	0	0	0

(コ) 乳児家庭全戸訪問事業 (アンケート調査結果によらずに推計し、確保の計画を定める。)

生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育にかかる相談、必要な助言・指導を行うとともに、当該乳児及び保護者の心身の状況や家庭養育環境等の把握を行い、支援を行う事業です。

(単位：人日)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	406	394	381	370	360	350
②確保の内容	-	394	381	370	360	350
差(②-①)	-	0	0	0	0	0

(カ) 養育支援訪問事業 (アンケート調査結果によらずに推計し、確保の計画を定める。)

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

実施にあたっては、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワ

ーク)との連携を図っています。

(単位：人日)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	年間10人回	年間10人回	10	10	10	10
②確保の内容	—	10	10	10	10	10
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(必須記載事項)

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めることとされている。

第6章 計画の推進

(現計画書のP84～85の箇所相当の部分を記載追加していきます。)

資料編